

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年9月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600050号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600050号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年8月1日から同年7月26日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和61年7月26日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年7月26日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 昭和61年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年7月26日から同年8月1日まで
② 昭和61年8月1日から同年9月1日まで

請求期間①については、私が所持している昭和61年8月分、同年9月分及び同年10月分の給料支払明細書(以下「給料明細書」という。)において厚生年金保険料が控除されているので、私のA社における厚生年金保険の被保険者期間が3か月になるように、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年7月26日に訂正してほしい。

また、請求期間②については、給料明細書において控除されている厚生年金保険料額が、国の記録に基づく保険料額と相違しているので、控除されている保険料額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給料明細書、オンライン記録等により、請求者は当該期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる厚生年金保

除料控除額及び日本年金機構の回答から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和61年7月26日から同年8月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出及び保険料納付について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された昭和61年9月分の給料明細書において、12万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、日本年金機構は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得時の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額について、11万8,000円である旨回答しており、当該標準報酬月額は請求者が同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和61年7月から同資格を喪失した月の前月である同年9月まで適用される。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（11万8,000円）が認定額に該当するものの、請求期間②については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額（11万8,000円）を超えないことから、記録の訂正は認められない。